

土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）においては、土地区画整理組合（以下「組合」という。）が施行者となる場合、その理事については、都道府県知事によって氏名及び住所が公告されることとなっている（法第 29 条第 1 項及び第 2 項）。

今般、令和 7 年地方分権改革に関する提案募集において、個人情報保護の観点から、組合の理事の住所の公告を不要とする旨の提案がなされたことを受け、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 27 号）」による土地区画整理法第 29 条の改正が行われた。

具体的には、都道府県知事による公告事項については、理事の氏名及び住所を原則としつつ、組合が、理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、当該住所の一部の公告をもって当該住所の公告に代えることができることとしている（令和 8 年 10 月 1 日施行）。

当該改正においては、「理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨」の申出について、国土交通省令で定めるところによることとされているところ、当該委任を受けた規定を新たに土地区画整理法施行規則（昭和 30 年建設省令第 5 号。以下「規則」という。）に定めることとする。

2. 概要

規則第 16 条の 3 の次に新たに第 16 条の 3 の 2 を設け、以下の内容を規定する。

- （１）組合からの「理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨」の申出については、以下の①・②に掲げる場合の区分に応じ、①・②に記載する「理事の住所の一部」を公告することを求める旨を申し出ることにより行うものとする。
- ① 理事と同姓同名の組合員がいない場合又は理事と同一の市町村外に住所を有する場合：都道府県名及び市町村名
 - ② 理事と同姓同名の組合員が理事と同一の市町村内に住所を有する場合：都道府県名、市町村名及び町又は字の名称
- （２）理事と同姓同名の組合員が理事と同一の町又は字内に住所を有する場合については、上記の申出の対象外とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 9 月

施 行：令和 8 年 10 月 1 日